

2 消安第 5988 号  
令和 3 年 4 月 6 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「カナダ産とうがらしの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改正について

カナダ産とうがらしの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 62 のカナダから発送されとうがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する告示」（令和 3 年 4 月 6 日農林水産省告示第 505 号。以下「告示」という。）が本日付けで公布及び施行されたところです（別添 1）。

本改正に伴い、「カナダ産とうがらしの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 28 年 9 月 8 日付け 28 消安第 2337 号消費・安全局長通知。以下「細則」という。）の一部を改正しました（別添 2）。

今回の主な改正内容は、下記のとおりです。貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

#### 記

告示及び細則の改正の内容

- 1 輸送方法として、輸出港の条件（指定地域内とすること）を追加した。（告示 3 関係）
- 2 こん包条件のうち、侵入防止措置（※）に係る規定を削除した。（※：タバコベと病菌の侵入のおそれのない材料でこん包すること）（告示 6 関係）
- 3 告示 6 の改正に伴い、細則において引用する告示の番号にズレが生じることから、番号の修正を行った。（細則 5 及び 9 関係）
- 4 告示 3 の改正に伴う所要の改正（細則 6 関係）、告示 7 の用語に合わせた記載の修正（細則 7 関係）を行った。

○農林水産省告示第五百五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十二の規定に基づき、平成二十八年九月八日農林水産省告示第七百七十二号（カナダから発送されようがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月六日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 輸送方法  指定地域内に所在する輸出港から船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所並びに一時保管施設  (削る)</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 輸送方法  船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 こん包及びこん包場所並びに一時保管施設  (一) 生果実は、タバコベと病菌の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (三) (略)</p> <p>七 (略)</p>

カナダ産とうがらしの生果実に関する植物検疫実施細則 (平成 28 年 9 月 8 日 付け 28 消安第 2337 号消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>こん包及びこん包施設並びに一時保管施設</u> (1) (略) (2) <u>こん包施設</u> 告示 6 の (1) により生果実のこん包を行う施設 (以下「<u>こん包施設</u>」という。)は、カナダ植物防疫機関が年 1 回指定することとされ、次の条件を満たすこととされている。また、<u>こん包施設</u>は、指定又はその取消しの都度、別記様式 2 により、日本国植物防疫機関宛てに通知されることとされている。 ア・イ (略) (3) <u>一時保管施設</u> 告示 6 の (1) により生果実を一時保管する施設は、(2) のア及びイの条件を満たすこととされている。</p> <p>6 <u>輸出港</u> 告示 3 により、日本向けの生果実を発送するために積み込んだ船舶及び航空機の<u>輸出港</u>は、告示 1 の指定地域内に所在することとされている。</p> <p>7 表示 告示 7 の輸出植物検疫が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によることを基本とし、各<u>こん包又は束ねたこん包</u>の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大ききで行われることとされている。</p> <p>8 (略) 9 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示 4 の (1) の植物検疫証明書が (1) の生果実に添付されていない場合、告示 6 の (2) の封印がなされていない場合、告示 7 の表示がなされていない場合又は<u>こん包が破損若しくは開ひ</u>されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。 (3)・(4) (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>こん包及びこん包施設並びに一時保管施設</u> (1) (略) (2) <u>こん包施設</u> 告示 6 の (2) により生果実のこん包を行う施設 (以下「<u>こん包施設</u>」という。)は、カナダ植物防疫機関が年 1 回指定することとされ、次の条件を満たすこととされている。また、<u>こん包施設</u>は、指定又はその取消しの都度、別記様式 2 により、日本国植物防疫機関宛てに通知されることとされている。 ア・イ (略) (3) <u>一時保管施設</u> 告示 6 の (2) により生果実を一時保管する施設は、(2) のア及びイの条件を満たすこととされている。</p> <p>6 <u>出発港及び出発空港</u> 日本向けの生果実を発送するために積み込んだ船舶及び航空機の<u>出発港</u>及び<u>出発空港</u>は、告示 1 の指定地域内に所在することとされている。</p> <p>7 表示 告示 7 の輸出植物検疫が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によることを基本とし、<u>こん包の側面等の見やすい場所</u>に、容易に視認できる大ききで行われることとされている。</p> <p>8 (略) 9 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示 4 の (1) の植物検疫証明書が (1) の生果実に添付されていない場合、告示 6 の (3) の封印がなされていない場合、告示 7 の表示がなされていない場合又は<u>こん包が破損若しくは開ひ</u>されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。 (3)・(4) (略)</p>